

自動車税・軽自動車税

忘れずに払いましょう！

北海道と札幌市のホームページの情報を基に作成。

自動車税

4月1日の時点で自動車（排気量が660cc以上の車）を持っている人は、自動車税種別割を払う必要があります。金額は、排気量などによって決まります。

いつまで：**2024年5月31日（金曜日）** ※お知らせは、5月の始まりに送られます。

払う方法：下の①～④の払う方法があります。

① キャッシュレス（クレジットカードなど）

パソコン、スマートフォン、タブレットなどを使って、**1 地方税お支払いサイト** か、
2 北海道自動車税の納付サイト から、払うことができます。



② スマートフォンのアプリ

スマートフォンやタブレットの決済アプリを使って、お知らせにあるバーコード または QRコードを読み込んで、払うことができます。

③ 現金

下の①または②で、現金を使って払うことができます。

① 金融機関、ゆうちょ銀行、道税事務所などの窓口 ② コンビニエンスストア

④ 口座振替※

※新しく申し込む場合は、**申し込んだ次の年度**から口座振替が使えます。申し込みをしたい場合は、**所管区域の総合振興局などの請求フォーム**から申込書を頼んでください。



相談窓口： 課税、住所の変更、減免について **011-746-1190**
口座振替について **011-746-1247**

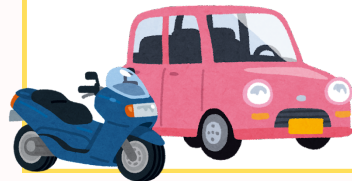


軽自動車税

4月1日の時点で軽自動車など★を持っている人は、軽自動車税を払う必要があります。金額は、排気量などによって決まります。

軽自動車税が**①いつまで**、**②払う方法**と**③相談する窓口**は、住んでいる**まち（市区町村）**によって違います。くわしい内容については、役所にお問い合わせしてください。

★軽自動車など：原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車



相談窓口で電話する時に通訳が必要な場合は、**北海道外国人相談センター**に連絡してください。
言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、スペイン語、インドネシア語、ミャンマー語 など※
※上の言語以外は電話通訳を使います。



お知らせは、毎年4月1日の時点で自動車検査証（車検証）に書いてある住所に送られます。

住所や名前を変えたときは、**運輸支局**などで**車検証の内容を変える手続き**が必要です。

